



福岡県医発第849号（地）

平成22年 7月14日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

「官報掲載事項の一部訂正について」、「平成22年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」及び「改定診療報酬点数表参考資料」の正誤表（その3）の送付について

平成22年度診療報酬改定関連通知につきましては、順次ご連絡申し上げているところでございます。

今般、平成22年3月5日付け官報（号外第46号）等に掲載された平成22年度診療報酬改定に伴う関係告示について、別紙1（厚生労働省保険局医療課事務連絡）のとおり、官報掲載事項の一部訂正が行われる予定である旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡いたします。

また、同じく厚生労働省保険局医療課より、平成22年7月1日付け「平成22年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」が別紙2のとおり発出されておりますので併せてご連絡いたします。

これに関連して、日本医師会においても、「改定診療報酬点数表参考資料（平成22年4月1日実施）」について、今回の一部訂正の内容を反映した正誤表（その3）が別紙3のとおり作成されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルームに掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 71)

平成 22 年 7 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

「官報掲載事項の一部訂正について」、「平成 22 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」及び「改定診療報酬点数表参考資料」の正誤表（その 3）の送付について

平成 22 年度診療報酬改定関連通知につきましては、平成 22 年 3 月 16 日付け日医発第 1055 号（保 210）「平成 22 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について」等により、順次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 22 年 3 月 5 日付け官報（号外第 46 号）等に掲載された平成 22 年度診療報酬改定に伴う関係告示について、添付資料 1 のとおり、官報掲載事項の一部訂正が行われる予定ですのでご連絡申し上げます。

また、同じく厚労省保険局医療課より、平成 22 年 7 月 1 日付け「平成 22 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、本会作成の『改定診療報酬点数表参考資料（平成 22 年 4 月 1 日実施）』につきまして、今回の一部訂正の内容を反映した正誤表（その 3）を添付資料 3 のとおり作成いたしましたので、併せてご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日医 HP のメンバーズルームに掲載いたします。

【添付資料】

1. 官報掲載事項の一部訂正について
（平 22.6.29 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 平成 22 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について
（平 22.7.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
3. 改定診療報酬点数表参考資料（平成 22 年 4 月 1 日実施）《正誤表（その 3）》

事 務 連 絡

平成22年6月29日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成22年3月5日付官報（号外第46号）等に掲載された平成22年度診療報酬改定に伴う関係告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

(別紙)

ページ | 段 | 行 | 誤 | 出

平成二十二年三月五日 (号外第四十六号) 厚生労働省告示第六十九号 (診療報酬の算定方法の一部を改正する件)

(原稿誤り)

一二	下		一六	ム	ラ
"	"		一七	ウ	ム
"	"		一八	キ	ウ
三九	上		一	2回目以降につき	2回目以降1回につき
"	下		七	I 2	I 2
四〇	下	終りから	一九	経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器
四五	下		六	ウイルス抗体価	ウイルス抗体価 (半定量)
"	"	終りから	一六	ウイルス抗体価	ウイルス抗体価 (1項目当たり)
"	"	"	一五	ウイルス抗体価精密測定	ウイルス抗体価の測定
四八	下		七	} 手掌部、足底部	手掌部又は足底部
"	"	終りから	一九		及び
五五	上	終りから	一	又は	及び
八五	上	終りから	一〇	中耳根本手術	中耳根治手術
八六	上		一一	汎副鼻腔根本手術	汎副鼻腔根治手術
九九	下		一〇	脱肛根本手術	脱肛根治手術
一〇六	上		九	} K 7 3 9からK 7 4 0-2まで	K 7 3 9、K 7 4 0、K 7 4 0-2
"	"		一四		
一〇八	下		七	放射線治療料に掲げられていない	この部に掲げられていない
"	"		"	放射線治療料に掲げられている	この部に掲げられている
一一一	下		一六	第1章	第2章
"	"		"	平成24年3月31日まで間に限り	平成24年3月31日までの間に限り
一二五	下		四	医師	歯科医師
一二八	上		一一	及び	又は

(印刷誤り)

三三	上	終りから	一九	薬学的管理導	薬学的管理指導
----	---	------	----	--------	---------

六七	下	終りから一	2 その他の場合	2 その他の場合 900点
----	---	-------	----------	------------------

平成二十二年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第七十号（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一八五	三	終りから三	※炭酸マグネシウム （日興製薬）	炭酸マグネシウム「 ニッコー」
-----	---	-------	---------------------	--------------------

平成二十二年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第七十二号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三二三	下	終りから六	当該病床を有する病棟	当該病棟
三二四	上	三	当該病棟において	当該病床を有する病棟において
三二六	上	終りから二	前段	本文
〃	〃	二〇		
三二九	下	三	老人処置	長期療養患者褥瘡等 処置
三三二	上	七	一のイ及びロの患者	一の(1)及び(2)の患者
三一〇	下	七	等二項	第二項

（印刷誤り）

平成二十二年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第七十三号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三三九	上	二〇	脳血管リハビリテー ション	脳血管疾患等リハビ リテーション
〃	〃	終りから二〇	対象患者	対象患者等
三四〇	上	一四	又は	若しくは
〃	〃	〃	デイ・ナイト・ケア	デイ・ナイト・ケア
〃	〃	〃	又は	又は重度認知症患者
〃	〃	一七	又は	若しくは
〃	〃	〃	デイ・ナイト・ケア	デイ・ナイト・ケア
〃	〃	〃	又は	又は重度認知症患者
〃	〃	一九	又は	若しくは精神科
〃	〃	二〇	デイ・ナイト・ケア	デイ・ナイト・ケア

三四二	下	終りから一六	に限る。)	又は重度認知症患者
三四五	上	終りから一一	同一建物居住者等訪	デイ・ケア
三四六	上	終りから四	問看護・指導料	に限る。)の費用
〃	下	終りから七	行頭を一字下げる。	同一建物居住者訪問
三四七	下	終りから一一	患者	看護・指導料
(印刷誤り)			発達障害	患者(当該疾患の手
三三六	上	終りから一六	「診療報酬の算定方法」以下は改行し、行	術後の患者であつて
			頭を四字下げる。	入院中のものを除
				く。)
				発達障害の患者

平成二十二年三月五日(号外第四十六号)厚生労働省告示第七十六号(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件)

(原稿誤り)

三五二	下	九	第三第八号中	第三第二号(三ホ中「
				準七対一入院基本
				料」を削り、同第八
				号中

平成二十二年三月十九日(号外第五十八号)厚生労働省告示第九十五号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件)

(原稿誤り)

一四〇一の表「入院期間Ⅰ日以内」を「入院期間Ⅰ」の「入院期間Ⅰ日を超えⅡ日以内」を「入院期間Ⅱ」の「入院期間Ⅱ日を超えⅢ日以内」を「入院期間Ⅲ」の誤り。

一四〇一の表一三行目と一四行目の間にあるものを加える。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一)「入院期間Ⅰ」とは、診断群分類区分ごとに入院日(日)のⅠの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

(二)「入院期間Ⅱ」とは、診断群分類区分ごとに入院日(日)のⅠの欄に掲げる日数を超え入院日(日)のⅡの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

(三) 「入院期間Ⅲ」とは、診断群分類区分ごとに入院日（日）のⅡの欄に掲げる日数を超え入院日（日）のⅢの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

平成二十二年三月十九日（号外第五十八号）厚生労働省告示第九十八号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数を定める件）

（原稿誤り）

一三八		一七	データ提出指数	データ提出係数
"		一八	効率性指数	効率性係数
"		"	複雑性指数	複雑性係数
"		"	カバー率指数	カバー率係数
"		"	救急医療指数	救急医療係数

一三八ページ、表中「データ提出指数」は「データ提出係数」の、「効率性指数」は「効率性係数」の、「複雑性指数」は「複雑性係数」の、「カバー率指数」は「カバー率係数」の、「救急医療指数」は「救急医療係数」の誤り。

（印刷誤り）

一四九		八	日本生命済生会附属	日本生命済生会付属
-----	--	---	-----------	-----------

平成二十二年三月二十六日（号外第六十四号）厚生労働省告示第百四号（厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二〇	下	八	従来の治療法に抵抗性を有する	いずれも従来の治療法に抵抗性を有する
三七	下	一	「（切除が困難なものに限る。）」を削る。	

別 紙 2

事 務 連 絡
平成22年 7 月 1 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

平成22年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）について、別紙のとおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(平成22年3月5日保医発0305第1号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第2部 入院料等

<通則>

5 入院中の患者の他医療機関への受診

- (5) ~~(2)の規定により~~入院中の患者が他医療機関を受診する場合には、入院医療機関は、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な診療情報（当該入院医療機関での算定入院料及び必要な診療科を含む。）を文書により提供する（これらに要する費用は患者の入院している保険医療機関が負担するものとする。）とともに、診療録にその写しを添付すること。

第9部 処置

<処置料>

(一般処置)

J027 高気圧酸素治療

- (1) 「1」は次の疾患に対して、発症後1週間以内に行う場合に、1日につき所定点数を算定する。

エ 急性末梢血管障害

(ハ) コンパートメント症候群又は圧挫創症候群

第10部 手術

<通則>

16 同一手術野又は同一病巣における算定方法

(4) 指に係る同一手術野の範囲

指に係る同一手術野の範囲と算定方法については次の通りである。

- ア 第1指から第5指までを別の手術野とする次に掲げる手術のうち、2つ以上の手術を同一指について行った場合には、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合及び(ハ)に掲げる手術を除き、当該手術の中で主たる手術の所定点数のみを算定する。なお、(イ)及び(ロ)に掲げる手術については、複数指について行った場合には、それぞれの指について算定し、(ハ)に掲げる手術については、同一指内の複数の骨又は関節について行った場合には、各々の骨又は関節について算定する。

(ハ) 同一指内の骨及び関節（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含む。）のそれぞれを同一手術野とする手術は、次に掲げる手術である。

区分番号「K046」骨折観血的手術の「3」中の指（手、足）

区分番号「K082」人工関節置換術の「3」中の指（手、足）

イ デブリードマンその他(イ)、(ロ)及び(ハ)に該当しない手術については、第1指から第5指までを同一手術野として取り扱い、当該手術のうち2以上の手術を複数指に行った場合には、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合を除き、主たる手術の所定点数のみを算定する。

ウ (イ)及び(ロ)に掲げる手術と、(ハ)に掲げる手術を同時に行った場合にあっては、
「通則14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合を除き、同一指に対して行われたものは主たる手術の点数を算定し、別々の指に対して行われたものはそれぞれ所定の点数を算定する。

第2節 輸血料

K922 造血幹細胞移植

(2) 同種移植とは、ヒト組織適合性抗原が概ね一致する提供者の造血幹細胞を移植する場合をいう。また、同種移植を行う場合においては、造血幹細胞骨髄提供者から造血幹細胞骨髄を採取することに係るすべての費用をこの表に掲げる所定点数により算定し、造血幹細胞移植の所定点数に加算する。

第11部 麻酔

第1節 麻酔料

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

(6) 本区分について「通則3」の加算を算定する場合の所定点数は、「注2」、「注4」、及び「注5」及び「注7」による加算を含むものとする。

改定診療報酬点数表参考資料
(平成22年4月1日実施)
《 正 誤 表 (その3) 》

1. 平成22年度診療報酬改定関連厚生労働省告示等の正誤

ページ	項 目	正 誤
第1章 基本診療料		
第2部 入院料等		
17	A108 有床 診療所入院基 本料(1日につ き)	注1～5 《略》 6 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ～ナ 《略》 ㊦㊧ 急性期病棟等退院調整加算 ㊨㊩ 総合評価加算 ㊪㊫ 後発医薬品使用体制加算
第2章 特掲診療料		
第2部 在宅医療		
163	C102-2 在宅血液透析 指導管理料	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して在宅血液透析に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合には、当該指導管理料を最初に算定した日から起算して2月までの間は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。
164	C111 在宅 肺高血圧症患 者指導管理料	注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、プロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する医学管理等を行った場合に算定する。
166	C165 経鼻 的持続陽圧呼 吸療法用治療 器加算	注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
第3部 検査		
第1節 検体検査料		
207	D012 感染 症免疫学的検 査	[ページ右(上段)] 1～10 《略》 11 クロストリジウム・ディフィシル抗原、ウイルス抗体価(半定量)(1項目当たり)、ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌抗体価(半定量)80点 注 同一検体についてウイルス抗体価(半定量)の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。 12～24 《略》

		25 赤痢アメーバ抗体価、グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり) 230点 注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価<u>精密</u>の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。 《以下略》
第3節 生体検査料		
209	通則	[ページ右(上段)] 1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して本節に掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。 イ～ト 《略》 チ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察 リ～ヨ 《略》 2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。 イ～ト 《略》 チ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察 《以下略》
215	D318 尿管カテーテル法(ファイバースコープによるもの)(両側)	[ページ右(上段)] 注 膀胱尿道ファイバースコープ又は及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
第10部 手術		
370	K317	[ページ左(下段)] K317 中耳根本治手術 23,660点
370	K364	[ページ右(上段)] K364 汎副鼻腔根本治手術 22,300点
382	K743-3	[ページ左(下段)] K743-3 脱肛根本治手術 5,360点
387	K936 自動縫合器加算	[ページ右(上段)] 注 区分番号K511、K513、K514、K514-2、K517、K522-3、K525、K529、K531からK532-2まで、K655、K655-2、K655-4、K657、K657-2、K702、K703、K711-2、K716、K719、K719-2、K719-3、K732の2、K735、K735-3、K739からK740-2まで、<u>K740、K740-2</u>、K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動縫合

		器を使用した場合に算定する。
387	K 9 3 6 - 2 自動吻合器加算	注 区分番号 K 5 2 2 - 3、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 3 1 から K 5 3 2 - 2 ま で、K 6 5 5、K 6 5 5 - 2、K 6 5 5 - 4、K 6 5 7、K 6 5 7 - 2、K 7 0 2、K 7 0 3、K 7 1 9 の 3、K 7 1 9 - 2 の 2、K 7 3 9 から K 7 4 0 - 2 ま で、 <u>K 7 4 0、K 7 4 0 - 2、</u> K 8 0 3 及び K 8 1 7 の 3 に掲げる手 術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。
第 12 部 放射線治療		
425	通則	放射線治療料 この部に掲げられていない放射線治療であって特殊な放射線治 療の費用は、 放射線治療料 この部に掲げられている放射線治療のうちで最も近似 する放射線治療の所定点数により算定する。
第 4 章 経過措置		
445	2	2 第 1 2 章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成 24 年 3 月 31 日ま での間に限り、算定できるものとする。 《以下略》
基本診療料の施設基準等		
第九 特定入院料の施設基準		
478	九 小児入院医 療管理料の施 設基準	(4) 小児入院医療管理料 3 の施設基準 イ 《略》 ロ 当該 病床が有する 病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常 時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であ ること。 《以下略》 ハ～ニ 《略》 (5) 小児入院医療管理料 4 の施設基準 イ 《略》 ロ 当該 病床を有する 病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、 常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上で あること。 《以下略》
484	十五 精神科急 性期治療病棟 入院料の施設 基準等	(3) 精神科急性期治療病棟入院料 2 の施設基準 イ～ハ 《略》 ニ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当 該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であるこ と。ただし、当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が前 段本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟におけ る夜勤を行う看護補助者の数は、 前段本文 の規定にかかわらず、二以上 (看護職員が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減 じた数以上) であることとする。 《以下略》
別表		

491	別表第五	別表第五 特定入院基本料、療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない薬剤及び注射薬 一 《略》 二 これらに含まれる処置 創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。） 《中略》 老人長期療養患者褥瘡等処置 《以下略》
496	別表第十	別表第十 精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料の対象患者 一～二 《略》 三 精神科救急・合併症入院料の対象患者 一のイ（１）及びロ（２）の患者に加え、身体疾患の治療のため一般病棟に入院した後に精神科救急入院料に係る病棟に入院した患者（当該病棟での入院前三月間において精神病棟に入院（医療観察法入院を除く。）をしたものを除く。）
特掲診療料の施設基準等		
602	第九 リハビリテーション	一 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準 （１） 《略》 （２） 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準 イ～ニ 《略》 ホ 脳血管疾患等リハビリテーション料については、定期的に、脳血管疾患等リハビリテーションの実施状況を地方厚生局長等に報告していること。 （３）～（４） 《略》 （５） 運動器リハビリテーション料の対象患者等 《以下略》
604	第十 精神科専門療法	一 精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアの施設基準 （１） 当該保険医療機関内に精神科作業療法については作業療法士が、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。 （２） 患者数は、精神科作業療法については作業療法士の数に対して、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は若しくは精

		神科デイ・ナイト・ケア又は <u>重度認知症患者デイ・ケア</u> については必要な従事者の数に対して、それぞれ適切なものであること。 (3) 当該精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は <u>重度認知症患者デイ・ケア</u> を行うにつき十分な専用施設を有していること。																																								
別表																																										
616	別表第七の二	別表第七の二 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者等訪問看護・指導料及び訪問看護指示料に規定する者 《以下略》																																								
619	別表第九の六	別表第九の六 運動器リハビリテーション料の対象患者等 一 《略》 二 運動器リハビリテーション料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める患者 上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺その他の急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者であって、入院中の患者以外のもの 関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性的の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者(当該患者の手術後の患者であって、入院中のものを除く。)																																								
関連省令・告示・通知																																										
724	◎療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）	[ページ右（中段）] <table><tr><th>現</th><th>行</th><th>改</th><th>正</th><th>案</th></tr><tr><td>第三</td><td>療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払いを受ける場合の厚生労働大臣が定める基準</td><td>第三</td><td>療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払いを受ける場合の厚生労働大臣が定める基準</td><td></td></tr><tr><td>一</td><td>《略》</td><td>一</td><td>《略》</td><td></td></tr><tr><td>二</td><td>特別の療養環境の提供に関する基準</td><td>二</td><td>特別の療養環境の提供に関する基準</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(一)《略》</td><td></td><td>(一)《略》</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(二)特別の療養環境に係る病床数は、《中略》当該承認に係る病床割合以下とする。</td><td></td><td>(二)特別の療養環境に係る病床数は、《中略》当該承認に係る病床割合以下とする。</td><td></td></tr><tr><td></td><td>イ～ニ《略》</td><td></td><td>イ～ニ《略》</td><td></td></tr><tr><td>ホ</td><td>以下点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料、準7対1入院基本料及び10対1入院基本料、《以下略》</td><td>ホ</td><td>以下点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料及び10対1入院基本料、《以下略》</td><td></td></tr></table>	現	行	改	正	案	第三	療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払いを受ける場合の厚生労働大臣が定める基準	第三	療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払いを受ける場合の厚生労働大臣が定める基準		一	《略》	一	《略》		二	特別の療養環境の提供に関する基準	二	特別の療養環境の提供に関する基準			(一)《略》		(一)《略》			(二)特別の療養環境に係る病床数は、《中略》当該承認に係る病床割合以下とする。		(二)特別の療養環境に係る病床数は、《中略》当該承認に係る病床割合以下とする。			イ～ニ《略》		イ～ニ《略》		ホ	以下点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料、準7対1入院基本料及び10対1入院基本料、《以下略》	ホ	以下点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料及び10対1入院基本料、《以下略》	
現	行	改	正	案																																						
第三	療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払いを受ける場合の厚生労働大臣が定める基準	第三	療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払いを受ける場合の厚生労働大臣が定める基準																																							
一	《略》	一	《略》																																							
二	特別の療養環境の提供に関する基準	二	特別の療養環境の提供に関する基準																																							
	(一)《略》		(一)《略》																																							
	(二)特別の療養環境に係る病床数は、《中略》当該承認に係る病床割合以下とする。		(二)特別の療養環境に係る病床数は、《中略》当該承認に係る病床割合以下とする。																																							
	イ～ニ《略》		イ～ニ《略》																																							
ホ	以下点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料、準7対1入院基本料及び10対1入院基本料、《以下略》	ホ	以下点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料及び10対1入院基本料、《以下略》																																							

2. 平成22年7月1日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡に正誤およびその他の正誤

ページ	項 目	正 誤
第1章 基本診療料		
第2部 入院料等		
52	＜通則＞ 5 入院中の患者の 他医療機関への受 診	(5) （2）の規定により 入院中の患者が他医療機関を受診する場合には、入院医療機関は、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な診療情報（当該入院医療機関での算定入院料及び必要な診療科を含む。）を文書により提供する（これらに要する費用は患者の入院している保険医療機関が負担するものとする。）とともに、診療録にその写しを添付すること。
第2章 特掲診療料		
第2部 在宅医療		
169	第1節 在宅患者診 療・指導料	4 在宅療養支援診療所とは、地域における患者の在宅療養の提供に主たる責任を有するものであり、患者からの連絡を一元的に当該診療所で受けるとともに、患者の診療情報を集約する等の機能を果たす必要があること。このため、以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保しなければならない。 ア～ウ《略》 エ 当該診療所において、又は別の保険医療機関（特別の関係にあるものを含む。）との連携により、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方社会保険事務厚生（支）局長に届け出ていること。 オ～キ《略》 ク 年に1回、在宅看取り数等を地方社会保険事務厚生（支）局長に報告していること。
第9部 処置		
338	J027 高気圧酸 素治療	(1) 「1」は次の疾患に対して、発症後1週間以内に行う場合に、1日につき所定点数を算定する。 ア～ウ《略》 エ 急性末梢血管障害 (イ)～(ロ)《略》 (ハ) コンパートメント症候群又は圧挫創症候群 《以下略》
第10部 手術		
389	＜通則＞ 16 同一手術野又は 同一病巣における 算定方法	[ページ左（下段）] (4) 指に係る同一手術野の範囲 指に係る同一手術野の範囲と算定方法については次の通りである。 ア 第1指から第5指までを別の手術野とする次に掲げる手術のうち、2つ以上の手術を同一指について行った場合には、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合及び（ハ）に掲げる手術を除き、当該手術の中で主たる手術の所定点数のみを算定する。なお（イ）及び（ロ）に掲げる手術については、複数指について行った場合には、それぞれの指について算定し、（ハ）に掲げる手術については、同一指内の複数の骨又は関節について行った場合には、各々の骨又は関節について算定する。 (イ)～(ロ)《略》

		(ハ) 同一指内の骨及び関節（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含む。）のそれぞれを同一手術野とする手術は、次に掲げる手術である。 区分番号「K046」骨折観血的手術の「3」中の指（手、足） 区分番号「K082」人工関節置換術の「3」中の指（手、足） イ 《略》 ウ (イ) 及び (ロ) に掲げる手術と、(ハ) に掲げる手術を同時に行った場合にあっては、「通則 14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合を除き、同一指に対して行われたものは主たる手術の点数を算定し、別々の指に対して行われたものはそれぞれ所定の点数を算定する。 《以下略》
第 2 節 輸血料		
411	K 9 2 2 造血幹細胞移植	[ページ左（下段）] (2) 同種移植とは、ヒト組織適合性抗原が概ね一致する提供者の造血幹細胞を移植する場合をいう。また、同種移植を行う場合においては、骨髓造血幹細胞提供者から骨髓造血幹細胞を採取することに係るすべての費用をこの表に掲げる所定点数により算定し、造血幹細胞移植の所定点数に加算する。 《以下略》
第 1 1 部 麻酔		
420	L 0 0 8 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	(6) 本区分について「通則 3」の加算を算定する場合の所定点数は、「注 2」、「注 4」及び、「注 5」<u>及び</u>「注 7」による加算を含むものとする。
様式集		
815	別紙 1 4	[ページ右（上段）] 超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準 以下の各項目に規定する状態が 6 か月以上継続する場合^{※1}に、それぞれのスコアを合算する。 1. 運動機能：座位まで 2. 判定スコア (スコア) (1) レスピレーター管理^{※1※2} =10 《以下略》